

## 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について

対象	DB	厚年基金	DC	退職金	その他
	内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準
					その他

### ポイント

- 「確定給付企業年金法施行規則」の一部を改正する省令※1が、本日公布されました。また、平成29年9月15日に行われました意見募集(パブリックコメント)に対する結果※2も本日公示されました。
- 内容は「確定給付企業年金のガバナンス」の見直しについてです。受託保証型DBを除き、全てのDBにおいて「運用の基本方針」と「政策的資産構成割合」の策定が義務化されます。

※1 [・確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令](#)

※2 [・確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見募集\(パブリックコメント\)に対して寄せられた御意見について](#)

### 公布された省令の内容

【施行日】平成30年4月1日

項目	改正前	改正後
運用の基本方針の策定	(第82条) <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 小規模DB(加入者数300人未満かつ資産額3億円未満の規約型DB)および受託保証型DBについては、定めることを要しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 受託保証型DBを除き、全てのDBにおいて策定を義務化</li> </ul>
政策的資産構成割合の策定	(第84条) <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事業主は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めるよう努めなければならない</li> <li>➤ 資産の構成割合の決定に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めなければならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事業主(受託保証型DBを実施する事業主を除く)及び基金は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない</li> <li>➤ 資産の構成割合の決定に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めなければならない</li> </ul>

以上

発行元:三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。